

大阪府の治験環境に関する懇話会設置要綱

(設置)

第1条 医療を取り巻く環境に合わせて変化していく治験に関し、専門的見地からの意見を幅広く聴取し、これら変化に対応する治験環境の整備に向けた連携を図ることを目的に、大阪府の治験環境に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、分散型治験等の新しい治験方法への対応をはじめ、治験等の環境整備に関する課題や具体的方策等について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 製薬関係者
- (4) その他、治験に関わる者

2 懇話会の委員の任期は2年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第4条 懇話会で意見交換される内容に関し、実務的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループを設置する場合は、必要に応じて専門委員を委嘱することとし、任期は2年とする。

(会議)

第5条 懇話会及びワーキンググループ（以下「懇話会等」という。）の会議は大阪府健康医療部長が招集し、開催する。

2 懇話会等の進行は、座長を定めて行うことができる。

3 委員に支障あるときは、代理人が出席することができる。

4 大阪府健康医療部長は必要に応じて委員以外の関係者を懇話会等に出席させ、意見を求めることができる。

(謝礼金等)

第6条 懇話会等の委員並びに前条第3項及び第4項に規定する者(以下「委員等」という。)への謝礼金の歳出科目は報償費とする。

2 委員等の謝礼金は、日額 15,200 円とする。

3 前項の謝礼金は、出席日数に応じて、その都度支給する。

4 委員等のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第7条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地から起算する。

(庶務)

第8条 懇話会等の庶務は、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会等の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

附則 この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。